○総務省令第四十二号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の十一及び地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）第十二条第一号の規定に基づき、地方債に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年三月三十一日

総務大臣　武田　良太

地方債に関する省令の一部を改正する省令

地方債に関する省令（平成十八年総務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（年度割相当額） **第四条**　令第十二条第一号に規定する満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するものとして総務省令で定めるものは、満期一括償還地方債の元金償還金を三十（当該満期一括償還地方債が借換債である場合にあっては三十から借り換えられた地方債の償還期間の年数（当該借り換えられた地方債が借換債であったときは、当該借換債の発行される日以前に借り換えられた地方債の償還期間の年数と当該借換債の償還期間の年数との合計額とする。）を控除した数）で除して得た額に相当するものとする。ただし、法第三十三条の五の十二の規定に基づき起こした地方債の元金償還金の額は零とする。	（年度割相当額） **第四条**　令第十二条第一号に規定する満期一括償還地方債の一年当たりの元金償還金に相当するものとして総務省令で定めるものは、満期一括償還地方債の元金償還金を三十（当該満期一括償還地方債が借換債である場合にあっては三十から借り換えられた地方債の償還期間の年数（当該借り換えられた地方債が借換債であったときは、当該借換債の発行される日以前に借り換えられた地方債の償還期間の年数と当該借換債の償還期間の年数との合計額とする。）を控除した数）で除して得た額に相当するものとする。
附　則 （法第三十三条の五の十一の施設） **第二条の十六**　法第三十三条の五の十一に規定する総務省令で定める施設は、次に掲げるものとする。 一　土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第二条第二項第一号に規定する土地改良施設（次号において「土地改良施設」という。）であるダム 二　土地改良施設のうち貯水能力を有する施設であって堤体を有しないもの **第二条の十七**　［略］ （法第三十三条の五の十一の経費） **第二条の十八**　法第三十三条の五の十一に規定する経費のうち総務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一　地方公共団体が所有又は管理している施設において、地方公共団体が実施する事業に要する経費（第三号及び第四号に掲げるものを除く） 二　公共的団体が所有又は管理している施設において、公共的団体が実施する事業に係る負担又は助成に要する経費（第三号及び第四号に掲げるものを除く） 三　地方公共団体が所有しかつ公共的団体が管理する施設において、地方公共団体が実施する事業に要する経費及び公共的団体が実施する事業に係る負担又は助成に要する経費 四　公共的団体が所有しかつ地方公共団体が管理する施設において、地方公共団体が実施する事業に要する経費及び公共的団体が実施する事業に係る負担又は助成に要する経費	**附　則** ［新設］ **第二条の十六**　［同上］ ［新設］